

『新規制基準適合性審査の進捗状況について』

～「設計基準関係項目に関する審査会合での再確認（5月20日開催）について」～

施設関係の適合性審査については、その大部分がこれまで原子力規制庁のヒアリングで確認されてきましたが、今般、規制委員会の審査会合の場で改めて再確認されることとなりました。

このため、4月24日の審査会合において、「基本的安全機能（臨界防止、遮蔽、閉じ込め、除熱）」等に関する技術基準への適合性について確認を受け、引き続き、本日「外部からの衝撃による損傷の防止」「施設への人の不法な侵入等の防止」「金属キャスク、受入れ施設、放射線管理施設等」について確認を受けました。

その結果、前回の指摘（線量評価における過度な保守性の評価）と同様に、外部からの衝撃（竜巻、外部火災）等についても、キャスクそのものと建屋等が担っている機能・性能の検討を行うとともに、安全設計の考えを再整理することとなりました。

今後、上記の指摘回答と、津波防護方針に関する説明（貯蔵建屋が損傷したとした場合においても基本的安全機能が損なわれるおそれがないこと）を行っていく予定です。

1. 設計基準関係項目に関する確認状況（事業許可基準規則）

(1) 確認項目：●審査会合で確認 □4/24 審査会合にて再確認 △5/20 審査会合にて再確認

—	(第1条) 適用範囲	△	(第12条) 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止
—	(第2条) 定義	△	(第13条) 安全機能を有する施設
□	(第3条) 使用済燃料の臨界防止	□	(第14条) 設計最大評価事故時の放射線障害の防止
□	(第4条) 遮蔽等	△	(第15条) 金属キャスク
□	(第5条) 閉じ込めの機能	△	(第16条) 使用済燃料の受入れ施設
□	(第6条) 除熱	△	(第17条) 計測制御系統施設
□	(第7条) 火災等による損傷の防止	△	(第18条) 廃棄施設
●	(第8条) 使用済燃料貯蔵施設の地盤	△	(第19条) 放射線管理施設
●	(第9条) 地震による損傷の防止	△	(第20条) 予備電源
●	(第10条) 津波による損傷の防止	△	(第21条) 通信連絡設備等
△	(第11条) 外部からの衝撃による損傷の防止		

(2) 確認結果：外部からの衝撃（竜巻、外部火災）等についても、基本的安全性がキャスクで担保されていることから、キャスクそのものと建屋等が担っている機能・性能の検討を行うとともに、安全設計の考えを再整理することとなりました。

【参考：事業変更許可に関する新規制基準適合性審査の進捗状況】

審査区分	これまでに確認された項目	今後の確認項目
施設関係	◎設計基準関係（「基本的安全機能【臨界防止、遮蔽、閉じ込め、除熱】」「損傷の防止【火災、竜巻等】等」） ○耐震設計の基本方針 ○津波評価方針のうち、津波防護方針等（漂流物による影響、浸水による影響、浸水対策）	○津波評価方針のうち、津波防護方針等（津波に対する設計方針）
地震等関係	○火山影響評価 ○地質・地質構造 ○地震動、基準地震動、基準地震動の年超過確率、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価 ○津波評価方針のうち、仮想的な大規模津波の策定	○審査終了

注) ◎：原子力規制庁のヒアリングで確認された項目（第3～7、11～21条）

○：審査会合で確認された項目（第8～10条）